

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 3 月 26 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	多摩源流 小菅の湯におけるボイラーおよび吸収式冷温水発生機の電気式高効率ヒートポンプへの転換による省エネ事業
排出削減事業者名	財団法人 水と緑と大地の公社
排出削減共同実施事業者名	東京電力株式会社 (その他関連事業者名：東京都市サービス株式会社)
事業実施場所	多摩源流 小菅の湯 (山梨県北都留郡小菅村 3445)
事業の概要	既存の重油焚温水ボイラーおよび灯油焚吸収式冷温水発生機を高効率ヒートポンプに更新し、エネルギー効率を改善することでエネルギー消費量ならびに CO2 排出量の削減に加え、既存設備の燃料である重油・灯油の使用に対し、電気を動力源とするヒートポンプに切り替えることにより CO2 排出量の削減ができる。
排出削減量の計画	208tCO2/年 (事業実施期間合計 970tCO2)
国内クレジット認証期間	開始日 2008 年 8 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 方法論番号 004 空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：多摩源流 小菅の湯
追加性を有すること	1)本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを質問により確認した。 2) 更新前設備の使用年数（14 年）が法定耐用年数と同程度（15 年）であることを設備の製造年を示す資料で確認している。また本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧により確認し、投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 3)本事業の投資回収年数（9.0 年）は、一般的な省エネ設備への投資判断基準である回収年数 3 年程度と比べて大幅に長く、本事業者としても通例では投資決定に至る案件ではないことを確認している。しかし、本件は村の観光施設の中核で、多摩源流小菅の湯として有名である。更新前に使用していたボイラーはエネルギー源が重油で CO2 排出量も多く、多摩川の源流域に存在する施設としてはふさわしくないことから、事業者としては従来より化石燃料削減の機会を探していたが、本事業は、共同実施事業者の協力により実現した国内クレジットへの申請、ひいては認証獲得により環境対応を強くアピールすることをインセンティブとして実現している。 また将来のクレジット売却により現金収入が得られる可能性があること等が、本事業への投資の一因となった。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していない事業者による事業であることについて、排出削減事業者への質問、関係者等への質問等により確認している。

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1)本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002「ヒートポンプの導入による熱源機器の更新」、および方法論 004「空調設備の更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存設備を高効率のヒートポンプに更新することについて、既存設備の撤去状況視察、既存設備の仕様書の確認、ヒートポンプの仕様書の確認等によって、高効率ヒートポンプを導入することを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、事業所の視察、運転状況の確認、及び関係者への質問等により、ヒートポンプは、温浴施設の給湯・加温の熱源として、温水の製造のために使用することを確認している。</p> <p>適用条件 3 については、既存の設備が法定耐用年数未満であり、また質問により更新前の運転状態を確認し継続使用は可能であったと推認している。</p> <p>適用条件 4 については、ヒートポンプで製造する温水は、温浴施設の施設内で全量自家消費され、その他施設への供給は行われないことを、視察、全体レイアウト図の確認及び関係者への質問等により確認している。</p> <p>【方法論 004 空調設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存設備を高効率の空調設備に更新することについて、工事現場視察、既存設備の仕様書の確認、空調設備の仕様書の確認等によって、高効率空調設備を導入することを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、更新前設備の使用年数が法定耐用年数（15 年）未満であること、更新前設備を継続して利用できることを運転データ、運転状況確認者により推認している。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施前及び実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える電力使用量を計測できることを質問、電力量系統図、視察等で確認している。</p> <p>2)その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>
----------------------------	--

4. 特記事項

特になし